

## 仕様書(案)

### 目次

1 業務委託名称 .....	1
2 発注目的 .....	1
3 事業実施期間 .....	3
4 業務内容 .....	3
(1)全体事業計画の企画・立案 .....	3
(2)ポータルサイトの構築 .....	4
(3)デジタル媒体広報 .....	5
ア 動画制作等 .....	5
イ 広告配信 .....	8
(4)広報紙の作成・配布 .....	9
(5)その他自由提案 .....	10
5 成果品の提出 .....	10
(1)業務に関して作成した全ての成果品 .....	11
(2)実績報告書 .....	11
6 再委託について .....	11
7 その他留意事項 .....	12
8 納入先及び担当 .....	13

#### 1 業務委託名称

令和8年度副首都構想及び副首都にふさわしい大都市制度に係る理解促進事業業務委託

#### 2 発注目的

大阪市では、大阪府とともに、平時の日本の成長エンジンと非常時の首都機能のバックアップを担う「副首都・大阪」の実現に向け、府市一体を核に、行政体制の整備、世界標準の都市機能の充実、チャレンジを促す経済政策に取り組んできた。

令和7年10月より与党間で協議が進み、令和8年6月下旬には「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案」が国会に提出されるなど、副首都の制度化に向けた国の動きが進んでいる。

こうした動きを踏まえ、大阪市と大阪府では、大阪副首都整備方針検討チームを設置し、大

阪がめざす副首都像を明確にするとともに、副首都として必要となる拠点整備、インフラ、規制緩和、民間投資を促進する税制上の措置等、国に対する具体的な提案内容の検討を深めている。

さらに、副首都・大阪にふさわしい行政体制について、広域行政一元化の手法の比較や広域自治体で担うべき事務の整理等の検討を進めており、副首都・大阪の実現に向けて、大阪府と大阪市を再編し、広域行政を一元化した強力な広域自治体と、地域の実情に応じた住民に身近なサービスに専念する基礎自治体である特別区の設置に向けた、副首都・大阪にふさわしい大都市制度の具体的な制度設計を行う協議の場として「法定協議会」を設置し、議論しているところである。

副首都構想や、副首都にふさわしい大都市制度については、あらゆる世代の市民・府民に理解を深めていただくため、多様な媒体を活用した情報発信、双方向コミュニケーション基盤の整備等を体系的に行う必要がある。

具体的には、副首都構想等への認知拡大・理解促進のため、副首都法案の国会の審議状況、法定協議会での議論の状況などについて多様な媒体を活用し、分かりやすく情報発信していく必要がある。あわせて、副首都構想や副首都にふさわしい大都市制度に関する市民や府民の方々の疑問や懸念に対応するための仕組みづくりにも取り組む必要がある。

このため、本業務により、ポータルサイト等の構築、動画等の制作、多様な媒体を活用した情報発信等を実施するものである。

#### 【用語について】

副首都・大阪	平時には日本の成長をけん引し、非常時には首都機能のバックアップを担う都市として、大阪がめざす姿。
副首都法案	「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案」及びこれに関する政令などを含めて、ここでは「副首都法案」と呼ぶこととする。
副首都構想	国における副首都法案の動きを受け、大阪が考える副首都のあり方（非常時に首都機能のバックアップを担う単なる代替エリアだけでなく、首都と並んで日本の成長を力強くけん引する、経済の成長エンジンとしての役割を果たす存在）や、副首都・大阪の実現に向けて国に求める具体的措置などの考え方。
副首都・大阪にふさわしい大都市制度	副首都としての役割を十分に果たすため、大阪府と大阪市を再編し、広域行政を一元化した強力な広域自治体と、住民に身近なサービスに専念する基礎自治体を設ける行政体制の仕組み。具体的な制度設計は、「法定協議会」における議論を踏まえて進められる。

### 3 事業実施期間

契約締結日～令和9年3月31日

### 4 業務内容

次の(1)～(5)に記載する業務について最も効果的な手法で実施すること。なお、発注者が現状想定する各業務の広報のターゲットは次のとおりであるが、発注者の指示に基づき、適宜見直すこと。

各業務	発注者が想定する広報のターゲット
(1)全体事業計画の企画・立案	—
(2)ポータルサイトの構築	(メイン)大阪府内に在住・在勤・在学する方 (サブ)大阪府外に在住・在勤・在学する方
(3)デジタル媒体広報	(メイン)大阪府内に在住・在勤・在学する方 (サブ)大阪府外に在住・在勤・在学する方
(4)紙媒体広報	大阪市内に在住する方
(5)その他自由提案	提案内容による

#### (1)全体事業計画の企画・立案

発注目的を達成するため、本業務の実施にあたり、全体事業計画及び各業務の実施内容・体制について素案を作成し、発注者と協議の上で契約締結後速やかに決定すること。なお、全体事業計画は、副首都に係る国の動向や、「法定協議会」の検討状況等を踏まえ、見直しを行うこととし、発注者の指示に基づき、適宜対応すること。また、各業務の実施にあたり、各業務を効果的に連携し、かつ各業務が滞りなく実施できる体制であることを全体事業計画において示すこと。

#### <主な業務内容>

##### ① 全体事業計画の提案

- ・ 全体事業計画において、副首都に係る国の動向や、「法定協議会」における検討スケジュールを踏まえ、各業務の実施にあたり効果的な時期を提案し、実施にあたっては発注者と協議の上で決定すること。
- ・ 副首都法案の趣旨や「副首都・大阪」の実現がもたらす効果、大阪が副首都にふさわしい都市となるために設置された「法定協議会」における検討状況について、府民・市民の理解を促進する上で最適な広報となるよう、全体事業計画を企画・立案すること。また、副首都法案、副首都構想、副首都・大阪にふさわしい大都市制度を十分に理解したうえで、発注者と十分協議のうえ全体事業計画を決定すること。

- ・ 動画など広報ツールの内容によっては、大阪府市の「政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例」の規定によって使用できない期間が発生する可能性がある点を留意すること。
- ・ 企画案の作成にあたり発注者から提案を行う場合がある。この場合、発注者の提案について十分に協議のうえ反映できるようにすること。

- ② 全体事業計画に記載する各事業にかかる運営全般
- ③ その他、全体事業計画に記載する各事業の実施に関して必要な業務全般 など

## (2)ポータルサイトの構築

副首都法案、副首都構想及び「法定協議会」に関する情報(以下「副首都に関する情報」という)を府民・市民が円滑に収集し、必要な情報を分かりやすく体系的に整理するとともに、一元的に集約したポータルサイトを速やかに構築すること。あわせて、各種広報媒体から当該サイトへ誘導することで、副首都に関する情報発信のハブとして機能させ、府民・市民が必要な情報へ円滑にアクセスできるようにすること。

◆参考サイト(現在のポータルサイト):

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000538412.html>

### <主な業務内容>

#### ① ポータルサイトの制作・編集

- ・ 参考サイトを参考し、大阪市 WEB サイト内に設置するポータルサイトを新たに構築すること。
  - ・ 各種広報媒体から誘導された利用者が、ポータルサイトに掲載されている情報を閲覧し、副首都に関する情報への理解を更に深めたいと考えてもらえるよう、利用者が使いやすく、分かりやすく、滞在したいページ内容(デザインやカテゴリの配置等)を提案すること。
  - ・ 契約締結後速やかにサイトマップを作成し、発注者に提示すること。
  - ・ 発注者の指示に基づき、副首都法案に係る国の動向や、法定協議会の検討状況等を踏まえ、サイトを更新(契約期間中3回程度を想定)すること。
  - ・ サイトの簡易な更新(文言や写真の差し替え等)は発注者も行うことができるよう、専門的な知見がなくても操作できるシステムを構築すること。
  - ・ サイト内に「副首都・大阪」や「法定協議会」の検討状況に関する FAQ を作成すること。また、FAQは必要な情報を分かりやすく体系的に整理するとともに、シナリオ型の AI チャットボットを設置するなど、利用者が検索しやすくなるための工夫を行うこと。
- なお、FAQ 等の内容は、発注者から提供する。随時、検索結果等を分析し、注目度

合に応じた内容の修正や項目数を追加するため、更新できるようにすること。

#### ※手法

- ・ ポータルサイトは、大阪市 WEB サイト内に設置する予定。そのため、原則、受注者で新たにサーバーを調達したり、セキュリティ対策を施す必要はない。なお、AI チャットボットなどを制作する場合は、受注者サーバーにより管理・運用・更新すること。
- ・ フリーソフト「dddav」を使用し、大阪市のホームページにアップロードするため、対応した規格で作成すること。
- ・ 本業務で作成した「dddav」データについて、完成したものから、発注者と協議のうえ、順次納品すること。

#### ※デザイン

- ・ 受注者はデザイン案を発注者に提案すること。発注者の了承を得るまで修正を行うこと。
- ・ 書体、配色は、誰もが読みやすくなるようユニバーサルデザインにも配慮し、双方協議のうえ、よりよいデザインとすること。
- ・ ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮し、誰もが見やすく、分かりやすい表現でページを制作すること。
- ・ パソコンだけでなくスマートフォン・タブレット等で閲覧する際にも見やすい構成とすること。
- ・ 音声読み上げソフトに対応したものとすること。
- ・ 必要な写真、図表等の素材は受注者において用意すること。ただし、発注者所有の画像等については提供できる場合があるので、協議すること。
- ・ 大阪府及び大阪市が制作したサイトであることを明示すること。

## ② マニュアルの作成

- ・ サイトの構成や更新に当たっての手順等を示した「マニュアル」を作成すること。マニュアルは、契約期間終了後であっても、円滑にサイトを運営できるよう留意し制作すること。

## (3) デジタル媒体広報

### ア 動画制作等

以下に示す<ショート動画について>の内容に留意して下記「イ」に記載する広告配信に使用するショート動画を作成すること。

また、以下に示す<ロング動画>の内容に留意して、上記(2)に記載するポータルサイトに

掲載するロング動画(10分程度)を企画・制作・編集し、納品すること。また、必要に応じて、下記(5)に記載する自由提案で使用する動画を企画・制作・編集し、納品すること。

<ショート動画について>

次の①及び②について、それぞれ日本語版1本を作成すること。

- ① 副首都・大阪を実現した姿について、府民・市民が具体的にイメージできるもの
- ② 「法定協議会」で議論されている内容や検討状況を分かりやすく伝えるもの

<ロング動画について>

次の①及び②について、日本語版1本以上、英語版1本以上を作成すること。

なお、①の動画は府民・市民を対象としているが、国内外の企業等に対する講演等に使用することも想定している。

- ① 副首都・大阪を実現した姿について、府民・市民が具体的にイメージできるもの。副首都法案の趣旨・内容等について、条文や制度用語の説明をできるだけ前面に出すことなく、分かりやすく伝わる内容も含んでいること。
- ② 「法定協議会」で議論されている内容や検討状況を分かりやすく伝えるもの

<主な業務内容>

① ショート動画・ロング動画の企画・制作

(ア)納品までの業務内容ごとの作業スケジュール及び工程表の作成

本業務委託全体の業務工程表を提出するとともに、次の(イ)～(キ)の各作業内容について、定期的に報告、または打ち合わせを行い、資料の修正・追加等を行いながら内容に問題が無い確認の上、動画を完成させる。

(イ)素材選定

- ・ 発注者と協議の上、動画で取り上げる素材を選定する。素材の選定にあたっては、公平性の観点を踏まえて選定すること。
- ・ 発注者が所有し、使用可能な情報・写真等のデータについては提供することができる。素材提供は主に電子メールや別システムでのアップロードにて行う。提供可能データは、Microsoft Word・Excel・PowerPoint・Ai・PNG・JPEG等を想定している。

(ウ)企画

動画全体の絵コンテを作成し、制作物のイメージを固める。必要に応じて、絵コンテを複数案作成する場合もある。

(エ)撮影・取材等(必要な場合のみ)

撮影・取材等が必要な場合は、1日に複数個所の撮影・取材等を行うなど、効率的な撮影スケジュールを検討すること。必要に応じて、発注者との事前打ち合わせを実施すること。

(オ)安全確保、法令順守(必要な場合のみ)

- ・ 撮影・取材等に当たっては、各種法令を遵守するとともに、周囲の安全確保に十分配慮すること。
- ・ 撮影・取材場所の管理者と打ち合わせを行うこと。
- ・ 許認可が必要な場合は、所管の機関等に届け出を行うこと。

(カ)撮影・取材等の中止対応(必要な場合のみ)

雨天等の事情により撮影ができない場合は、撮影・取材等の日程を変更すること。イベントの中止等により撮影・取材等ができなくなった場合は、代替案を準備すること。

(キ)その他

- ・ 肖像権や著作権について許諾等使用にあたって必要な手続きをすること(全ての使用素材の出典情報(使用許諾者、許諾期間、許諾用途)なども併せて発注者に示すこと)
- ・ 協力者、撮影地への交渉・許可を得ること(自治体など発注者が窓口となった方がよい案件については、窓口のみ発注者が担当する。)
- ・ 関係機関及び事業者等との連絡・調整・その他必要な手続きをすること
- ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等制作に必要な費用を負担すること

② ショート動画・ロング動画の編集・校正

- ・ 制作した映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入などの編集作業を行い、案作成後は発注者による2回の校正機会を設けることとする。
- ・ 撮影・取材等の結果を踏まえて、絵コンテと異なる編集を指示する場合もある。
- ・ 障がいのある人への合理的配慮の観点から字幕を入れるなど、必要な対応を行うこと。
- ・ 動画コンテンツの表現力を向上させるため、効果的なナレーションや音楽、効果音等を挿入すること。
- ・ 視覚に障がいのある方に動画の内容が伝わるように、ナレーションやセリフなどの音声を工夫して作成し、当該音声情報を文字化した適切な字幕を付けること。
- ・ 下記広告配信やその他自由提案で効果的な動画タイトル、ハッシュタグ及びサムネイル等を作成し、発注者へ提案するとともに、必要に応じてデータを提供すること。(参考:[副首都推進局公式 YouTube チャンネル](#))
- ・ 編集は、撮影・取材内容及び発注者の提供素材のみを使ったデザイン構成を指すのではなく、キャッチコピー・イラスト・タイトル帯・文字デザイン等の考案や写真の加工など動画完成に必要な一切の作業を含む。

- ・ そのほか疑問点等があれば発注者に確認のうえ、作業を実施すること。

③ ショート動画・ロング動画の納品

- ・ フォーマットは MP4 形式とする。
- ・ 解像度及び画角は、FHD1080×1920、9:16 又は FHD1920×1080、16:9、フォーマットは MP4 形式を基本とする。

イ 広告配信

<主な業務内容>

① 制作した動画を活用した SNS 等広告の実施

- ・ 上記「ア」で制作したショート動画を活用し、SNS 等で広告配信を行うこと。
- ・ 府民・市民の興味関心の向上、理解促進に効果的な広告媒体、配信時期や重視する目標数(例:完全視聴率、クリック率、表示回数など)、使用する SNS アカウントを提案し、発注者と協議の上、決定すること。
- ・ 発注者が管理する SNS は次表のとおり。発信者と協議の上、広告配信に使用すること。

【発注者が管理する SNS アカウント】

発注者管理 SNS	チャンネル/アカウント名 /名前	活用目的
YouTube	大阪府・大阪市 副首都推進局	東西二極の一極を担う「副首都・大阪」の実現に向けた取組みや、公立大学法人大阪に関する情報などを、YouTube を活用し、府民・市民をはじめ広く積極的に発信する
X	大阪府・大阪市副首都推進局	東西二極の一極を担う「副首都・大阪」の実現に向けた取組みや、公立大学法人大阪に関する情報などを、X を活用し、府民・市民をはじめ広く積極的に発信すること
	にやにわ福まる	副首都・大阪 PR キャラクターにやにわ福まるを活用して、「副首都・大阪」の実現に向けた取組みを、分かりやすく楽しく利用者に伝えること
Instagram	にやにわ福まる	

## ②広告の効果分析

- ・ 配信結果を分析し報告すること。
- ・ 2回以上の配信を行う場合は、前回配信の分析結果を踏まえ、重視する目標数の達成に向けた改善を行うこと。

## (4)広報紙の作成・配布

「法定協議会」における検討状況等を分かりやすく整理した広報紙(紙媒体)を企画・作成・印刷・配布すること。

作成にあたっては、会議で議論されている内容、制度上の論点等を分かりやすく整理すること。

### <主な業務内容>

#### ① 広報紙の企画・作成

- ・ 広報紙に掲載する内容は、「法定協議会」における検討状況を中心とし、副首都として求められる機能や役割、副首都機能を十分発揮するために必要な地方行政体制のあり方や制度上の論点等を分かりやすく整理したものとすること。
- ・ 広報紙はタブロイド版4～8ページ程度を想定しているが、効果的なサイズやページ数を提案し、発注者と協議のうえ決定すること。
- ・ イラストや写真、図を用いるなど、理解しやすい内容となるよう工夫すること。
- ・ 書体、配色は、誰もが読みやすくなるようユニバーサルデザインにも配慮し、双方協議のうえ、よりよいデザインとすること。
- ・ 必要なイラストや写真等の画像については受注者において用意すること。ただし、本市で使用している画像等については提供できる場合があるので、事前に担当者と協議すること。
- ・ 紙媒体を見て、さらに興味を持った方が制作するポータルサイトでより詳しい内容を閲覧することができるよう、ポータルサイトへリンクするQRコードも掲載すること。
- ・ 発行回数は1回、部数は40万部程度を想定している。発行時期は契約後に発注者と協議のうえ決定すること。
- ・ 点字版も500部程度作成し、発注者の指定する場所へ納品すること。

#### ② 広報紙の校正(3回)

- ・ 原案の提示及び承認までの修正等は校正回数に含まないものとする。
- ・ 校正は3回(色校正含む)。ただし、必要に応じて追加することがある。色校正はPDFでの確認を可とする。

- ・ 原則校正については、必ず担当者と打合せをすること。

### ③ 広報紙の印刷・配布(40万部程度、大阪市内の新聞折込)

- ・ 配布先は、大阪市内の新聞折込 約40万部分程度とし、残数は発注者の指定した場所へ納品すること。
- ・ 残数と点字版の納品場所は市内1箇所を想定しているが、府市の施設において配架する可能性もあることから、発注者の指示に基づき、複数箇所への納品についても柔軟に対応すること。

### (5) その他自由提案

発注目的を達成するため、多くの府民・市民の方が、副首都法案及び副首都構想の内容及び「法定協議会」の検討状況を自分事として興味関心を持ち、理解促進につながるための広報の取組みを企画・提案のうえ、発注者と協議のうえ実施すること。加えて、インターネットを利用していない市民にも上記につながるための広報の取組みを企画・提案のうえ、発注者と協議のうえ、実施すること。

なお、企画案は、契約期間内における実施時期や回数のほか、実施手法として新たな取組みを企画するか、上記(2)～(4)に記載の取組みを拡充するかなど、全て自由提案とする。ただし、上記(2)～(4)に記載の取組みと連動して実施し、事業全体として効果的な内容とすること。(例えば、新聞や駅・電車への広告掲出などを想定しているが、その手法に関わらず効果的な広報を提案すること。)

#### <主な業務内容>

##### ① 企画の提案

- ・ 上記(2)～(4)に記載の取組みと連動して効果的な時期を提案するとともに、実施にあたっては発注者と協議の上で決定すること。
- ・ 府民・市民の「副首都・大阪」や「法定協議会」への興味関心の向上や理解促進につながる内容を発注者と十分協議のうえ決定すること。
- ・ 企画案の作成にあたり発注者から提案を行う場合がある。この場合、発注者の提案について十分に協議のうえ反映できるようにすること。

##### ② 企画にかかる関係機関との調整、交渉等

##### ③ 企画にかかる運営全般

##### ④ その他、企画の実施に関して必要な業務全般 など

## 5 成果品の提出

事業終了後、以下の成果品等を提出すること。

## (1)業務に関して作成した全ての成果品

以下を踏まえ、DVD等の大容量記憶媒体を2セット(同じもの)を納品すること。

- ・制作した動画に加え、受注者が撮影した素材映像、作成した画像データ等も格納する。
- ・紙媒体の元データは、次の4形式で格納する。
  - ① PDF(閲覧用)形式(アウトライン前・トンボなし)
  - ② Adobe Illustrator 形式(アウトライン前・トンボ入り)
  - ③ Adobe Illustrator 形式(アウトライン済・トンボ入り)
  - ④ PDF(X-1a)形式(アウトライン済・トンボ入り)
- ・制作にあたり使用した写真や画像、イラスト等のデータ(JPEG データ)を収納した別途記録媒体(CD-R等)の作成及び納品を行うこと。
- ・コピーガードが行われていない状態とする。
- ・ウイルスチェックを完了した状態とする。

## (2)実績報告書

データ及びA4判1部を提出すること。

## 6 再委託について

① 業務委託契約書第 16 条第1項に規定する「主たる部分」とは次号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

1)委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

③ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

④ 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

⑤ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して

適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 7 その他留意事項

- ① 業務の遂行にあたっては、発注者と十分に協議して実施すること。
- ② 契約締結後に国の動向や府市での検討状況等によって、例えば、動画の企画制作を指示してから 2 週間程度で配信することや、広報紙の発行を指示してから 2 か月程度で実施すること、広報紙の部数・送付先を変更する指示をする場合があるため、対応可能な実施体制を構築しておくこと。なお、内容変更については、発注者と協議の上、契約金額の範囲内で対応を行い、変更により、契約金額が減額となる場合は、協議の上で、契約金額等の契約変更を行うことがある。
- ③ 仕様書記載の書面のほか、業務工程表や業務完了の通知など、契約書上必要な書面も存在するため、留意すること。
- ④ 本庁舎内への搬入・搬出車両入庫の際は、車高 2.1m 以下の車両となるようにすること。車高が 2.1m を超える場合は事前に発注者と協議し、2.8m を超えないようにすること。
- ⑤ 納入にあたっては、事前連絡のうえ納品すること。
- ⑥ 個人情報の取扱いについては、大阪市個人情報保護条例に基づき適切に管理し、本業務に関連する用途以外に使用しないこと。個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- ⑦ 本委託で生じる成果物の所有権・著作権等の諸権利は大阪市に帰属する。
- ⑧ 受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。
- ⑨ 本仕様に定めのない事項及び当該事業遂行中に疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、十分協議すること。
- ⑩ 受注者は、委託業務を実施するうえで知り得た個人情報及び法人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人及び法人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置、体制を講じること。
- ⑪ 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負

担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

## 8 納入先及び担当

副首都推進局副首都推進担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所5階

電話:06-6208-9514 ファックス:06-6202-9355

E-MAIL:[ae0003@city.osaka.lg.jp](mailto:ae0003@city.osaka.lg.jp)